

公布された規則のあらまし

◇静岡県が管理する県道の構造の技術的基準を定める規則の一部を改正する規則

1 改正の理由及び内容

歩行者利便増進道路の構造基準としてバリアフリー基準に適合すること等を定めることとしたことに伴い、必要な改正を行いました。（第45条関係）

2 施行期日

この規則は、公布の日から施行することとしました。